

福祉分野に農作業を ～ 支援制度などのご案内～



はじめに

近年、人口減少や高齢化が進行する中で、医療分野や福祉分野と連携した、食品分野や農業分野の取組が各地で盛んになっており、政府が定めた「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」（平成27年6月）では、障害者の就労支援をはじめとした社会参加支援の推進が位置付けられ、「経済財政運営と改革の基本方針2015について」（平成27年6月）においては、障害者の活躍に向けた農業分野も含めた就労支援が位置付けられているところです。

また、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」（平成27年11月）では、高齢者、障害者等の活躍を促進する方向性が示されています。

その一つの方策として、地域における高齢者の生きがいや介護予防、障害者や生活困窮者の就労訓練や雇用の場として農業分野の可能性が改めて注目されています。

本パンフレットでは、障害者や生活困窮者の農業分野での就労や、高齢者の健康・生きがいづくりへの農業の活用等を考えている方々を対象に、厚生労働省、農林水産省で活用可能な支援策等を取りまとめました。

皆様それぞれの状況に応じてご活用いただければ幸いです。

平成28年3月

目次 | 福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～

はじめに

目次 1

農と福祉の連携をめぐる情勢 2

事例紹介 6

農地の利用／農園の整備

Q1 農地を利用するには？ 8

Q2 農地の利用に関する相談先は？ 10

Q3 農作業の指導を受けるには？ 11

Q4 農園整備等に関する支援策は？ 12

コラム「農作業と健康について」 15

障害者の福祉/雇用

コラム「まずは始められるところから」 16

Q5 施設外就労(農作業受託)を始めるには？ 18

Q6 福祉的就労に関する支援策は？ 20

コラム「特例子会社とは」 21

Q7 障害者雇用に関する相談先は？ 22

Q8 障害者を雇用する際のマニュアル等は？ 23

Q9 障害者雇用等に関する支援策は？ 24

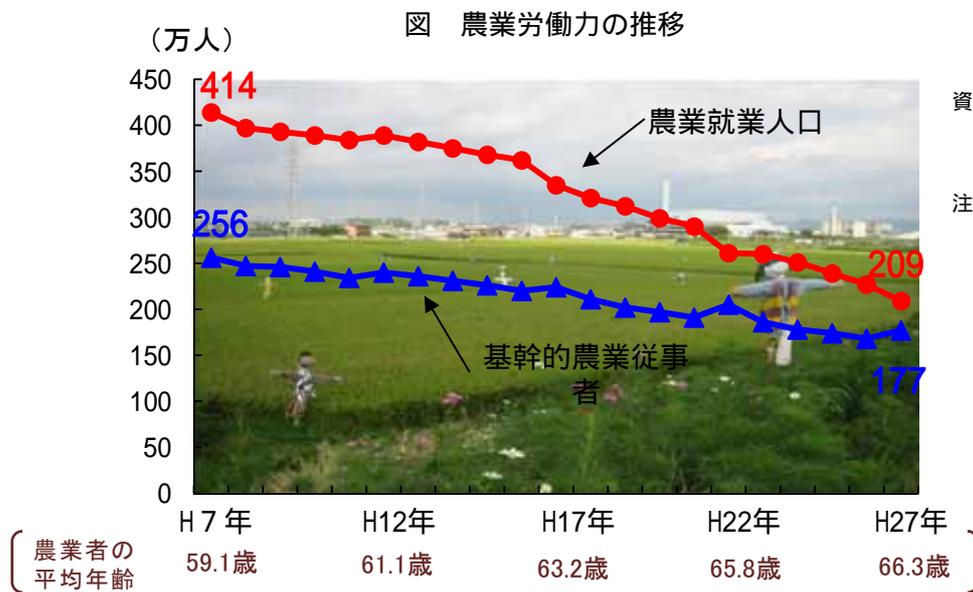
生活困窮者等の自立支援

Q10 生活困窮者等の自立支援と農業分野との連携は？ 26

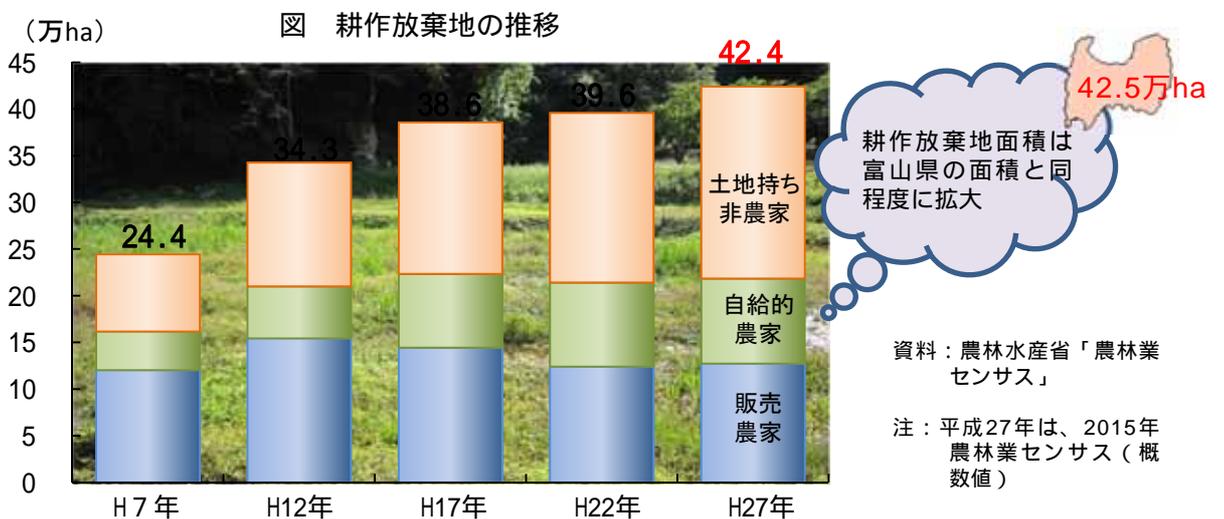
問い合わせ先一覧 28

今、農業・農村の現場では、農業従事者の高齢化などにより、農業労働力の減少や耕作放棄地の増加が課題となっています。

- 農業者の平均年齢は66.3歳。高齢化は徐々に進み、農業就業人口は、わずか20年足らずで、約半数に減少しました。



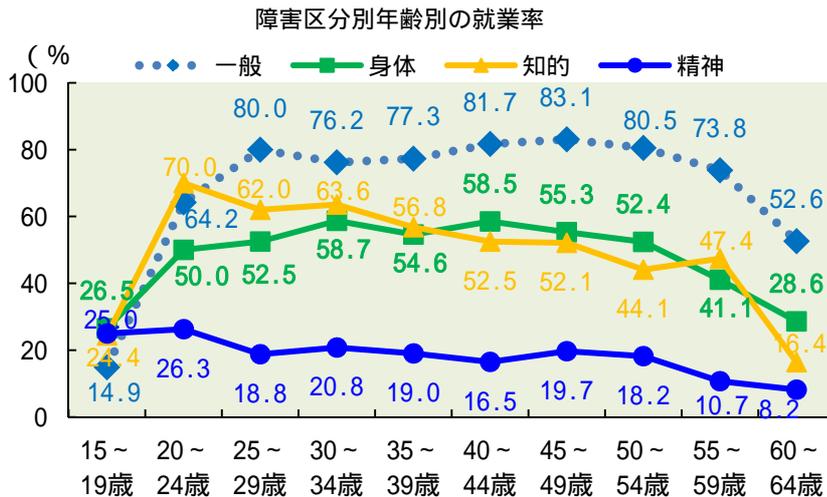
- また、農業者の高齢化を背景に、農地の荒廃も進み、耕作放棄地（農家の主観）は20年前の2倍近くに増え、平成27年は42.4万haと、ほぼ富山県と同じくらいの面積になっています。





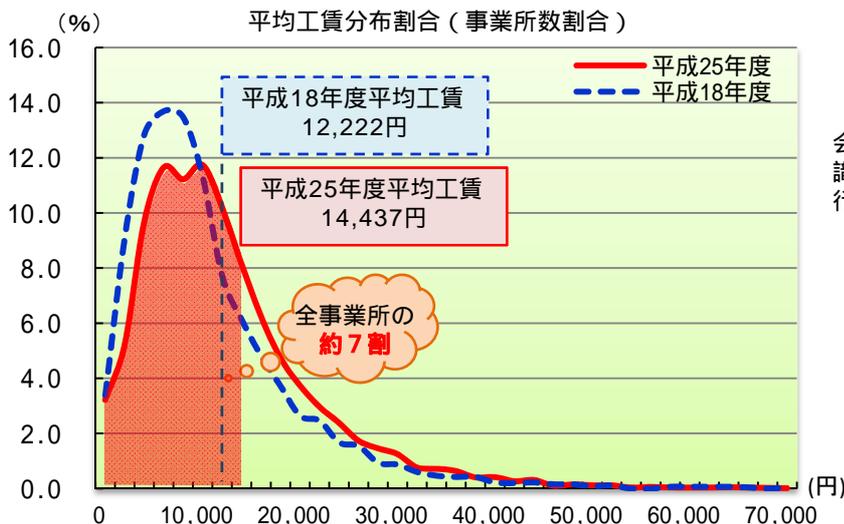
一方、障害者には、一般より就業率が低く、また、就労継続支援B型事業所での賃金(工賃)も少ない、という課題があります。

- 障害者の就業率は、ほぼ全ての年齢層で一般よりも低く(特に、精神障害者において顕著)、障害者にとって、「働きたくても職場がなかなか見つからない」という状況があります。



資料：厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」(平成18年7月1日現在)
 総務省「労働力調査年報」(平成18年)

- また、就労継続支援B型事業所での平均工賃月額は、毎年上昇しているものの、平成25年度においては14,437円となっており、平均以下の事業所が全体の約7割となっています。



就労継続支援B型事業所障害者に対し、就労の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上の訓練等を行う障害者施設。

資料：厚生労働省
 就労継続支援B型事業所の平均工賃

双方の課題を解決しながら、双方に利益があるWin-Winの取組・・・、それが「農」と福祉の連携です。

[政府インターネットテレビ]

徳光・木佐の知りたいニッポン!

～ 障害者が農業を元気に はじめよう 農福連携

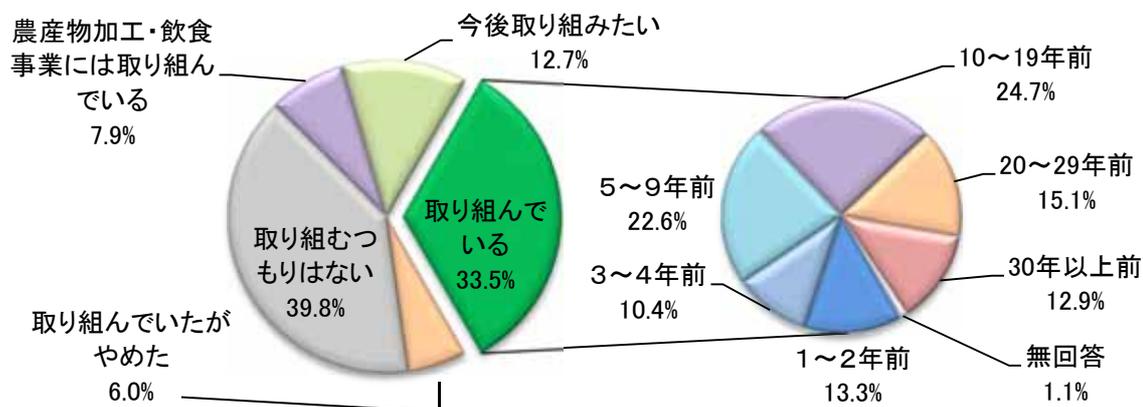
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13045.html>



農と福祉の連携をめぐる情勢②

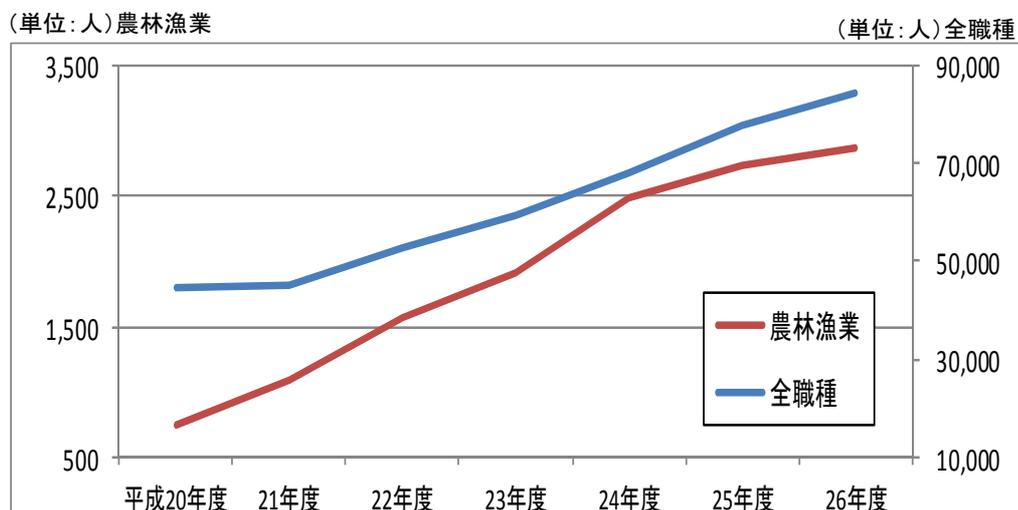
農業は、障害の特性に応じた作業が可能であること、一般就労に向けた体力・精神面での訓練が可能であること、地域とのつながりがうまれるといったメリットがあることから、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れる福祉施設が増えています。

○アンケート調査の結果によると、障害者就労支援事業所のうち、33.5%が農業活動に取り組んでおり、その23.7%が過去4年以内に農業活動への取組を始めています。



出典：「農と福祉の連携についての調査研究報告」（特定非営利法人日本セルフセンター）
注：障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査（平成25年度実施 回収数：832）

○ハローワークを通じた農林漁業の職業への障害者の就職件数は2,870件（平成26年度）。この5年間で165%増と、全体平均（87%増）を上回って伸びています。



出典：厚生労働省「ハローワークにおける障害者の職業紹介状況」

農村地域の過疎化や農業従事者の高齢化が進む中、農業分野において、障害者の就労や雇用の促進を図ることは、重要な課題です。

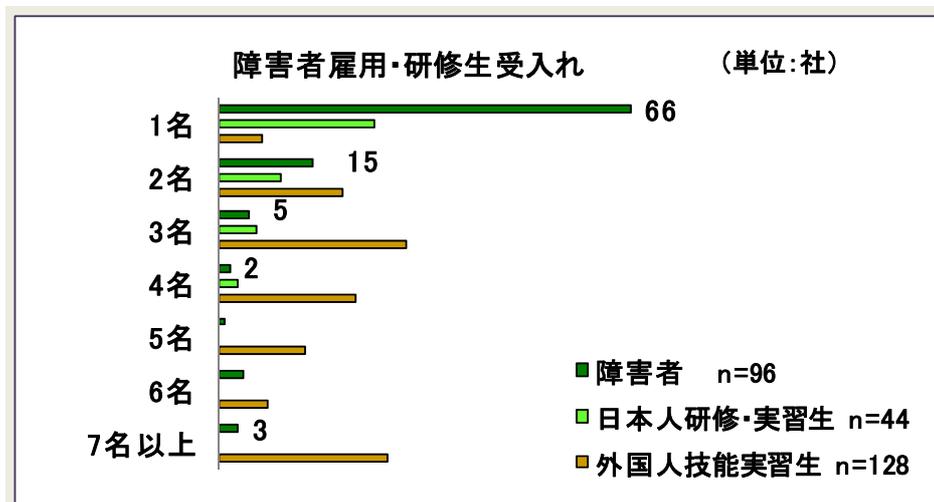
○ 農林漁業の企業(常雇50人以上)に雇用されている障害者は730人で、実雇用率は2.19%となっています(平成27年6月1日現在)。

農林漁業における障害者雇用は、法定雇用率(2.0%)を上回っていることもあり、関係者の関心が寄せられているところです。

	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	障害者数(人)	実雇用率 (\div $\times 100$) (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成企業割合 (\div $\times 100$) (%)
全産業	87,935	24,122,923	453,134	1.88	41,485	47.2
農林漁業	277	33,397	730	2.19	171	61.7

出典:厚生労働省「障害者雇用状況(平成27年6月1日現在)」
 なお、②及び③欄は、小数第1位を四捨五入

○ ちなみに、農業法人(常雇50人未満の法的雇用義務のない法人を含む)で障害者を雇用している会社は、全体の1割程度(96社/867社(有効回答数))で、1社あたりの平均雇用員数は、1.9名となっています。



○ 調査は、(公社)日本農業法人協会が、会員を対象に郵送で実施
 ○ 調査期間 2014年6月～2015年2月
 ○ 有効回答(率) 867社(48.7%)

出典:(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2014」

事例紹介① 自然栽培による農業を通じた障害者就労支援 ((株)パーソナルアシスタント青空 (愛媛県砥部町))



稲刈りの様子



自然栽培の稲株(左)と慣行栽培の稲株(右)

- 就労継続支援B型事業所として、農薬・化学肥料・除草剤を使わない自然栽培による農業で、米や野菜などを生産。加工・販売などの6次産業化も実現。
- 自然栽培による有機農産物は付加価値が高く、通常の価格以上で販売(米は3倍、その他は1.3倍)。これにより、障害者に支払われる工賃は、月額平均5万円と高い水準を実現(平成25年度の全国の月額平均は14,437円)。
- ただ、農業を行うだけでなく、生命にあふれる「自然栽培」を通じて、人間らしさの復興、持続可能な地域社会の実現を目指す。

事例紹介② 障害者施設による本格的な「農」の取組 (社会福祉法人 E. G. F (山口県萩市))



障害者による玉ねぎ生産



- 生活のできる基盤を障害者が自らの手でつかみ取ることを目指して、障害者施設「のんきな農場(Easy Going Farm)」を設立(平成20年)し、「農」に取り組む。
(障害者:約40人在籍)
- メロン、イチゴ、野菜の苗作りから収穫、加工まで、障害者の能力に応じ各工程に障害者が関わり事業を展開。
- 12粒2,500円で販売する有機栽培イチゴ、高い需要の国産手剥き栗など、下請け的な作業ではなく「本物づくり」を目指し営業に力を入れて、農作物、加工品を販売。

事例紹介③ 特例子会社による地域農業支援 ((株)ひなり浜松事業所 (静岡県浜松市))



トマトの収穫



アスパラ圃場整備



チンゲンサイの収穫

- 特例子会社が自ら農業を行うのではなく、農業に付帯する軽作業を複数の農家から請け負うことで、周年で障害者の働く場所を確保するモデルを確立。
- 障害者3~4人に管理者1人の体制を基本に、農家8戸から農作業(収穫、定植、出荷調整等)を請け負い、20人の障害者を雇用(総従業員26人)。
- 農業技術については、管理者が障害者を指導しながら一緒に作業を行う中で、連携をしている農家から習得。
- 「ひなり」に作業を委託している農家からは、「ひなりの存在が経営規模の拡大につながった」との声もあり、地域の農家の経営改善に大きく貢献。

事例紹介④ 「農」を活用した高齢者の社会参加 (NPO めくもり福祉会「たんぽぽ」(埼玉県飯能市))



ネギ畑の畝間の小松菜収穫



サツマイモの収穫

- 通所介護施設(NPO めくもり福祉会「たんぽぽ」)では、地域に住む元気な高齢農業者などの技術指導のもと、農作業暦による施設利用者(高齢者)の野菜づくり(畑のプログラム:週2~3回、約90分/回)を通じて、高齢者の社会参加に取り組む。
- この取組は、昔行っていた畑仕事を「また、やりたい」「他の人にも教えたい」「畑仕事で元気を取り戻したい」という施設利用者の声と、地域の人々との交流により「地域との結びつきを築きたい」という施設側の意向によるもの。
- 参加者や施設関係者は、自然の中で体を動かし汗を流すことで、農作業による適度な運動量の増加が、日常生活の機能維持・回復に効果があることを確認。

Q
1

農作業のため農地を利用したい場合、どのようにすればよいでしょうか？

A

農作業のための農地を利用するには、大きく分けて

- ①利用料を払って農地を利用する
 - ②農地の所有者から借り受ける又は購入する
- 2つの方式があります。

①利用料を支払って農地を利用する

体験農園 などに利用料を支払って農作業をする形態です。気軽に農作業にチャレンジするのに適しています。

利用料金や農作物の扱い、サービスについては、それぞれの農園によって異なりますので、利用を検討している農園にお問い合わせください。



障害者施設、介護施設



体験農園など

体験農園とは、利用者が開設者に利用料金を支払って農作業を体験する農園のことで、ふれあい農園、レジャー農園、観光農園などとも呼ばれています。



②農地の所有者から賃貸借契約を結んで借り入れる、又は購入して所有する

農地の所有者から賃貸借契約を結び、利用主体自らが、農地を借り受けて農作物の生産を行う形態です。収穫物の販売等の自由度が増しますが、利用主体が農作物の日常の世話を自ら行うなど、農地を適切に管理していただく必要があります。また、契約に先立ち、農業委員会 の許可が必要です。

農業委員会とは、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、各市町村に設置されており、農業者の代表などからなる農業委員の話し合いで運営されています。



障害者施設、介護施設



農地の所有者

利用主体による農地の所有については、非営利の福祉活動目的であれば可能な場合 もありますので、必要な要件や具体的な手続きについては、農地がある市町村の農業委員会にお問い合わせください。

社会福祉法人等が農業利用目的で農地の権利を取得する場合の特例

法人が農地を農業利用目的で取得する場合には、原則として、農業生産法人の要件や一定規模以上の農業経営を行う等の要件を満たす必要があります。

ただし、社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、社会福祉事業の運営に必要な農園として利用するために農地を取得する場合には、例外的に上記の要件にかかわらず農業委員会の許可を受けることができます(農地法施行令第6条第1項第1号ハ)。

問い合わせ先 市町村、農業委員会、利用を考えている農園

Q
2

福祉目的で利用可能な農地はどのようにすれば
見つけられますか？

A
1

体験農園などの利用をお考えの場合、既に開設され
ている農園の情報などについて、お住まいの市町村
の農業担当係にご相談ください。

A
2

農地の賃貸借や所有をお考えの場合、農業委員会
の許可が必要となりますので、農地がある市町村の
農業委員会や農業担当係にご相談ください。

相談に際しては、事前に以下のようなことを整理しておくといいで
しょう。

(例)

- ・どの程度農作業を行うのか？(年に数回だけ、週に数日など)
- ・どのようなサービスを希望するのか？(農地だけ、栽培指導も必要など)
- ・どの地域を希望するのか？(農地までの移動距離や環境など)
- ・駐車場や更衣室は必要なのか？



(参考情報)

農林水産省「市民農園をはじめませんか」

http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin_noen/index.html



全国農地ナビ(全国農業会議所)

<http://agri.nca.or.jp/>



問い合わせ先 市町村、農業委員会

Q

3

農作業の指導をお願いしたいのですが、誰に頼めばよいですか？

A

近隣の農業経験者に依頼するか、市町村の農業担当係や都道府県の普及指導センターにお尋ねください。

農地の所有者や農業に関する知識・技術・経験が豊富な農村高齢者など、近隣の農業経験者に依頼するか、市町村の農業担当部局や、農業の専門技術者が配属されている都道府県の普及指導センターにお尋ねください。

なお、体験農園などを利用する場合は、開設者自らが利用者に対して講習会を開催したり、農作業の指導に当たることが一般的です。

相談に際しては、事前に以下のようなことを整理しておくといでしょう。

(例)

- ・どの程度農作業を行うのか？(年に数回だけ、週に数日など)
- ・どのような方を対象とした指導なのか？(障害の種類や人数など)
- ・どこで農作業を実施するのか？(体験農園や福祉施設)
- ・日常の管理はどこまで行うことが可能か？

都道府県の普及指導センターについては、以下の全国農業改良普及支援協会のホームページをご覧ください。

都道府県別 普及指導センター

<http://www.jadea.org/link/center.html>



(参考情報)

農作業中の熱中症予防や農作業事故の防止など、安全対策について、注意すべきことを以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農林水産省「農作業安全対策」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html



問い合わせ先 都道府県、市町村等

Q
4

福祉目的の農園整備や、農作業体験の企画・運営などの活動に利用可能な支援策はありますか？

A
1

高齢者の生きがいづくりや介護予防、障害者の就労訓練や雇用等の目的で農園を整備したり、農作業体験の企画運営などに要する経費の一部を支援できます。

農園の開設・整備に加え、農機具の洗い場、トイレ、資材置場等の付帯施設の設置も助成対象になります。また、農業技術を習得するための農業専門家の派遣、研修会の開催などのソフト的な取組も支援しております。

対策名	内容	補助率	実施主体
農山漁村振興交付金 ・農山漁村活性化整備対策（ハード）	市町村等が作成した定住・交流促進のための計画実現に向け、高齢者や障害者等の「農」の取組の活動拠点となる施設の整備等を推進	1/2以内等	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等 （市町村が活性化計画を策定する必要があります。）
・都市農村共生・交流及び地域活性化対策（ソフト）	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を健康・福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援	定額 （1地区当たり上限800万円）	地域協議会 （構成員に市町村が含まれるものに限ります。）
都市農業機能発揮対策事業	都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進	ソフト事業 定額 （1地区当たり上限150万円） ハード事業 1/2以内 （1地区当たり上限概ね1000万円）	民間団体、NPO、市町村、社会福祉法人 等



高齢者生きがい農園



障害者の雇用を目的とした農業施設



洗い場



トイレ



資材置場

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

農山漁村振興交付金

(農山漁村活性化整備対策)ハード事業

http://www.maff.go.jp/j/kasseika/160129_h28_tousyo.html

(都市農村共生・対流及び地域活性化対策)ソフト事業

<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/160203.html>



問い合わせ先

(ハード事業) 農林水産省 農村振興局 地域整備課

(ソフト事業) 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

都市農業の振興(都市農業機能発揮対策事業)

http://http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/



問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室

A
2

なお、荒廃農地を再生し、再生後の農地を農業体験施設(市民農園等)として整備する場合の経費も一部支援することができます。

荒廃農地の再生利用に以下の事業が活用可能です。

対策名	内容	補助率	実施主体
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	農業体験施設(市民農園等)の整備に対する支援	1/2等	地域協議会、法人(NPO、社会福祉法人など)等



荒廃農地



再生作業



作物の作付け

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

荒廃農地の発生防止・解消等

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>



問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 地域振興課

A

3

また、高齢者が、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりと同時に介護予防や生活支援のサービス基盤ともなるモデル的な活動について、その立ち上げ費用を支援することもできます。

高齢者が生産した農産物を用いて行う配食サービス活動等、高齢者による有償ボランティア活動(見守り、地域のニーズに応じた活動)の立ち上げに以下の事業が活用可能です。

対策名	内容	補助率	実施主体
高齢者生きがい活動促進事業	高齢者の生きがいや健康づくりにもつながり、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる高齢者による有償ボランティアに関するモデル的な活動の立ち上げを支援	1か所あたり 100万円	市町村

問い合わせ先 厚生労働省 老健局 振興課

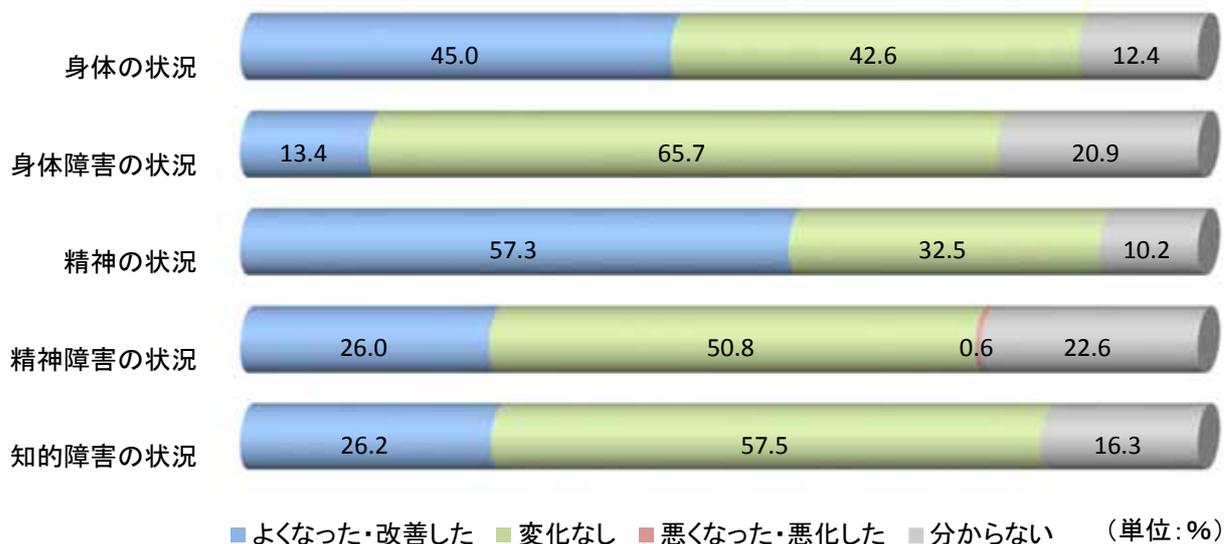
■岩手県花巻市の事例

- 岩手県花巻市の高松第三行政区では、在宅高齢者を支える生活支援サービス等の事業主体が少なく、今後、自助・互助による地域自らの取組が重要になってくるものと認識。一方で、高齢化による離農や、耕作放棄地の増加が懸念されているところであり、こうした状況の中で、「福祉と農業の連携」による地域づくりモデルを計画。
- 高齢者生きがい活動促進事業を花巻市から受託し、
 - ・空き農地を活かし、高齢者等のボランティアが主体となって活動する「高齢者いきいき農園」を創設し、サービスを必要とする高齢者と共に運営するとともに、
 - ・農園で収穫した農産物について、近隣の介護事業所への提供や、農産物を加工した食品を高齢者の配食サービス等へ利用するなどの活動を実施。



近年、福祉分野において、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果等が改めて評価されています。

○農業活動の効果について、障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査を実施した結果、45.0%が身体が、57.3%が精神の状況がよくなった・改善したと回答しています。



出典:「農と福祉の連携についての調査研究報告」(特定非営利法人日本セルフセンター)
注:障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査(平成25年度実施 回収数:832)

○市民農園等での農作業の効果について、高齢者を対象にアンケート調査を実施した結果、農作業をしている者は農作業をしていない者に比べ、生きがい(喜びや楽しみ)を感じている人が多いという結果が得られました。



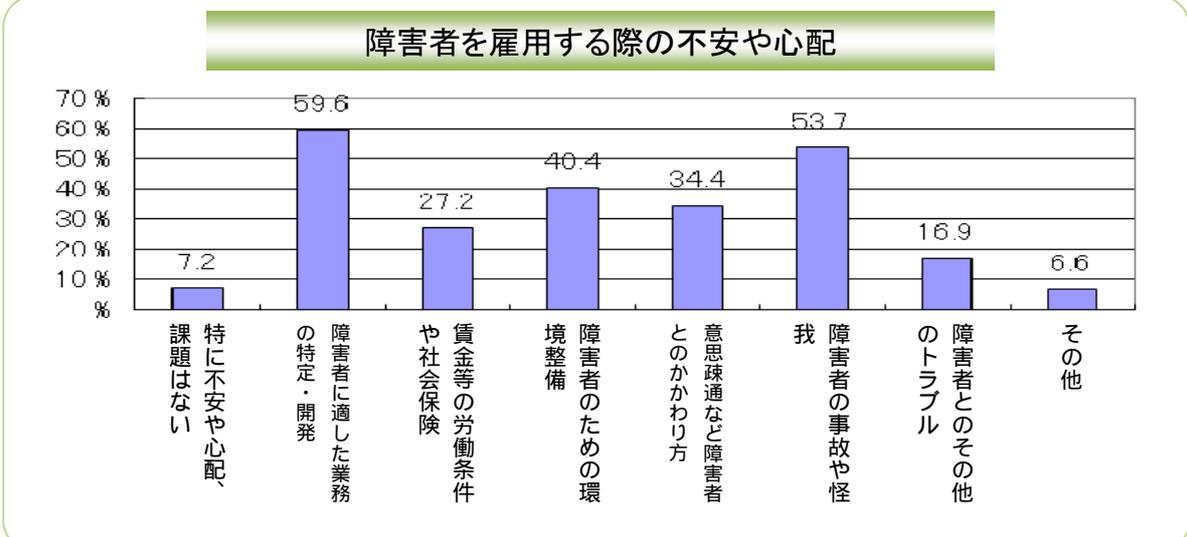
出典:「農作業と健康についてのエビデンス把握手法等調査報告書」(平成24年度農林水産省委託調査)
注:全国の60~69歳の男女を対象。回収数:農作業実践者500人、非実践者500人。

農業分野における障害者の雇用

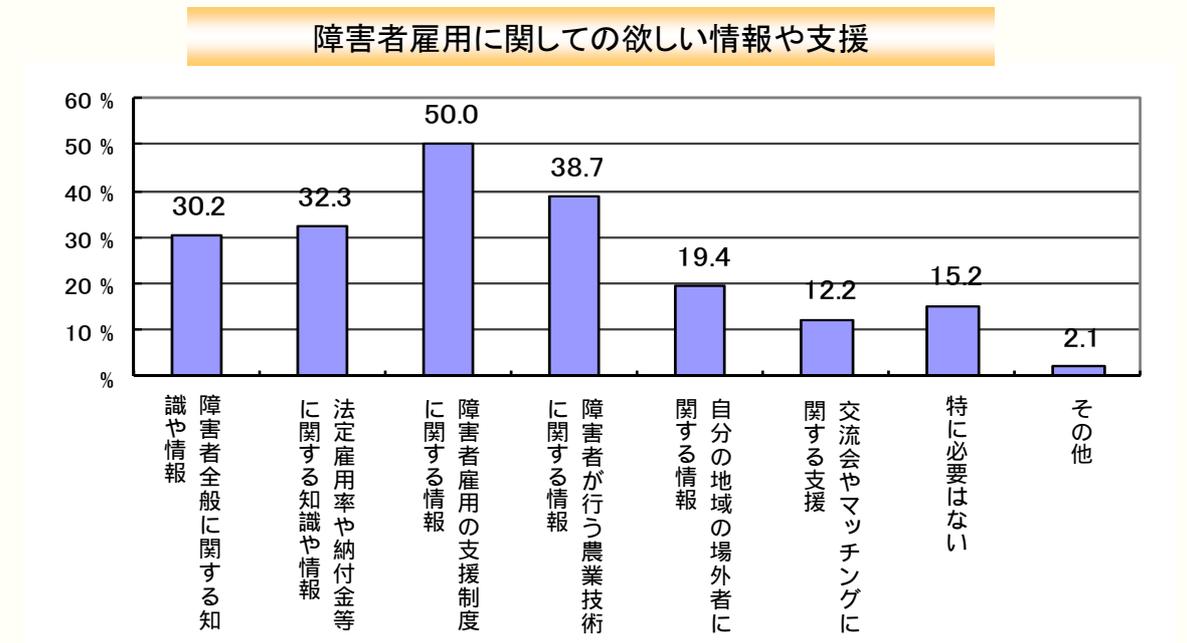
民間企業で働く全国の障害者の割合(実雇用率)は、1.88%(平成27年6月1日現在)です。このうち、農林漁業は2.19%と全体平均を上回るとともに、ハローワークを通じた農林漁業の職業への就職件数も、この5年間で165%増と、全体平均(87%増)を上回って伸びています。(P4~P5)

その一方で、農業法人を対象としたアンケート調査の結果によれば、障害者の雇用に対し、「障害者に適した業務の特定や開発」、「障害者の事故や怪我」、「障害者のための環境整備等」の不安や心配も見られます。

また、障害者の雇用に関して欲しい情報や支援としては、「障害者雇用の支援制度に関する情報」「障害者が行う農業技術に関する情報」等が挙げられています。



資料：農業法人等における障害者雇用に関するアンケート結果（以下、同じ）
 ((独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所調べ平成21年3月現在。回答456法人)



「農」の側からのアプローチ

- ・ 障害者の就労（雇用）に関心はあっても、いきなりは・・・？
- ・ まずは、障害者との触れ合い方などを見学した上で・・・
- ・ お互いを理解し、障害者を支援する機関等とも相談しながら、時間をかけて良好な関係をつくるのが大切です！

ホップ

農作業体験や職場実習などの受入れ

- ・ いも掘り、稲刈りなどの農作業体験による交流
- ・ 特別支援学校の実習の受入れ（実習中は、学校の教員等が巡回指導）
- ・ 障害者（求職希望）委託訓練の受け入れ（職業能力開発校に申し込み。障害者職業訓練コーディネーター等と連携） など

ステップ

障害者施設との農作業の請負契約(施設外就労)

- ・ 障害者施設と、は種、定植、収穫などの農作業の請負契約を結び、障害者が施設職員と一緒に農作業を行っているところを見ながら、障害者との触れ合い方を確認

農業者からは、「来てもらおうと思っても、一年を通じて仕事がない。」
「忙しい時期や時間が決まっている。」という声を聞きます。
そのような時は、季節毎に請負契約を結ぶことも有効です。

ジャンプ

○障害者の雇用

（公的助成制度等を含めて、経営上のメリットも十分に活用）

- ・ 障害の特性や障害者の個性に合わせた作業工程を検討

障害者に頼みたい作業をいくつかの単純作業に分割することで、作業によっては、障害者の方が効率的に行えることもあります。

また、経験や勘に頼ってきた技術を障害者でも出来るように見直すことで、作業工程が整理され、経営改善に繋がったという事例もあります。

Q
5

農作業に取り組むにあたって、農地を借り受けたり、購入することに不安を感じるのですが、他に方法はないでしょうか？

A

障害福祉サービス事業所が農作業を農業者から受託する、「施設外就労」という方法であれば、比較的容易に農作業に取り組むことができます。

施設外就労とは、障害福祉サービス事業所が農業者と請負作業に関する契約を締結し、農作業の一部を受託するものです。請負契約に基づく報酬を、農業者が障害福祉サービス事業所に支払うことになります。

障害者に支援スタッフが同行して、請け負った作業を独立して行うことから、障害者への作業指示等は支援スタッフが行うこととなりますので、事前に支援スタッフに作業内容を理解してもらう必要があります。

なお、農業者が所有する機械類を作業に使用する場合には、使用貸借契約の締結も必要となります。



施設外就労を始めるには、地域の障害福祉サービス事業所と農家・農業法人等が直接調整する方法のほか、農家・農業法人等が市町村の障害福祉担当者に障害福祉サービス事業所を紹介してもらう方法、地域の共同受注窓口と「どのようなことを依頼できるのか?」、「どのような準備が必要なのか?」などを相談しながら進める方法などがあります。

共同受注窓口とは、複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注等に取り組み、受注業務のあっせんまたは仲介等を行う組織です。地域の共同受注窓口については、都道府県や日本セルフセンターにお問い合わせください。

農業分野における施設外就労によって、

○受託作業の減少、自主製品の販売不振、収益の減少、作業賃金の低下、単調な室内作業に陥りがち、といった障害福祉サービス事業所の課題

○高齢化による労働力不足といった農家・農業法人等の課題

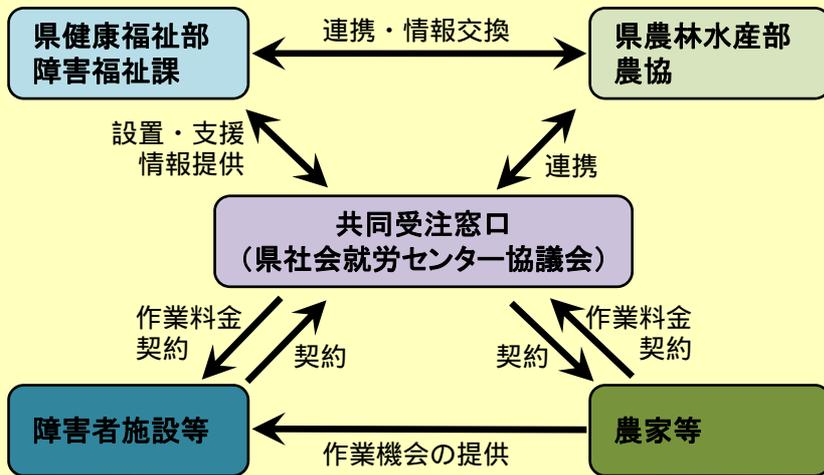
の双方を改善することが可能です。

自治体や共同受注窓口と協力しながら地域で施設外就労を進めた事例を以下に紹介します。

■香川県の事例

○県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農林水産部やJAと連携して、農家での施設外就労を推奨。

○県社会就労センター協議会が窓口となり、農家と障害者就労施設等をマッチング。

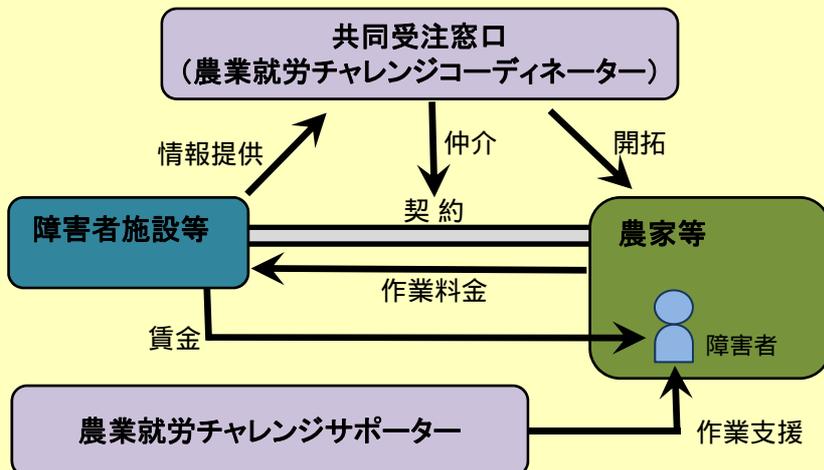


にんにくやタマネギの収穫

■長野県の事例

○県事業により、登録制の農業就労チャレンジコーディネーターが、農家等の開拓、施設との仲介等の活動を実施。

○施設外就労が実現した場合、農業就労チャレンジサポーターを派遣し作業支援。



派遣先で農作業支援を行う
農業就労チャレンジサポーター

Q
6

農業を活用した障害福祉サービスを提供する場合に、活用できる支援策などがありますか？

A

農業の専門家による知識・技術の提供や6次産業化に向けた支援などを受けることができます。

また、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を支援することができます。

○工賃向上計画支援事業(農福連携による障害者の就農促進プロジェクト)

就労継続支援B型事業所等が、生産活動として農業を行う場合、農業の専門家による農業技術等のノウハウ支援を受けることができます。

(負担割合:国10/10)

問い合わせ先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

○社会福祉施設等施設整備費補助金

社会福祉法人やNPO法人等が、障害福祉サービス事業所を立ち上げ、障害者の就労支援を実施しようとする場合、施設整備の経費の一部を支援することができます。

(負担割合:国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

問い合わせ先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

○農山漁村振興交付金/都市農業機能発揮対策事業(再掲)

Q4 A1 (12~13ページ)で紹介したとおり、農山漁村振興交付金、都市農業機能発揮対策事業により、障害者の就労などを目的とした農園の整備等に要する経費の一部が支援可能です。

問い合わせ先 農林水産省 農村振興局地域整備課/都市農村交流課

(参考情報)

社会福祉法人が農業法人を設立し農業等に取り組むケースもあります。制度や支援策を以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農業法人について

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_houzin.html

農業経営体向け支援活用ガイド

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/h24_guide_top.html



特例子会社とは、企業が障害者の雇用を促進する目的で作る「子会社」のことです。

障害者の雇用の促進等に関する法律により、事業主は、雇用する労働者の2.0%以上の障害者を雇用するよう義務付けられていますが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして雇用率を算定することができます。これを特例子会社制度といいます。

平成27年6月1日現在で422社の特例子会社が設置されており、そのうち、8ページで紹介した(株)ひなりなど、少なくとも32社が農業活動を行っていることが確認されています。

特例子会社の設置数は年々増加を続けており、今後も特例子会社は増加するものと予想されています。障害者が行える工業分野の下請け作業が減少する中で、障害の特性に応じた作業が可能である農業分野への進出が期待されます。

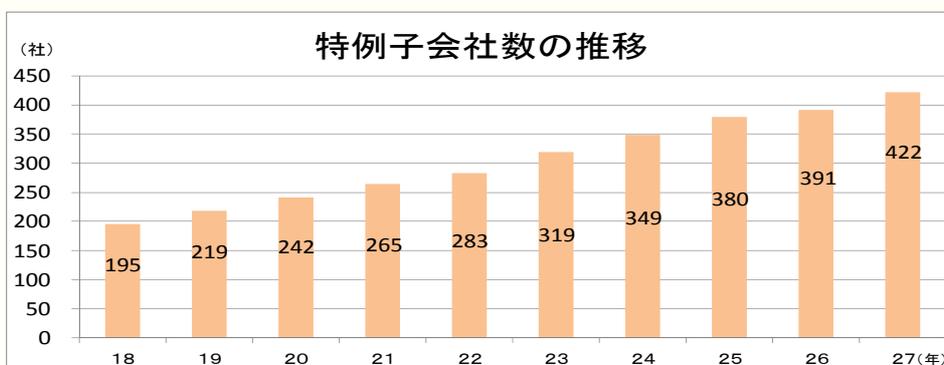
○特例子会社によるメリット

(1)事業主にとってのメリット

- ・障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- ・職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。 など

(2)障害者にとってのメリット

- ・特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- ・障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。 など



(参考情報)

農林水産政策研究所が行った、特例子会社等の農業分野への進出に関する調査研究の概要を以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農林水産省「社会福祉法人・特例子会社等の農業分野への進出の現状と課題」
<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/Syogaisya/genjotokadai.html>



Q
7

障害者雇用は初めてですが、どこに相談に行けばよいですか？

A

障害者雇用に関するご相談につきましては、まずは最寄りのハローワークへご相談ください。

ハローワークでは、障害者を対象とした求人の申込みを受け付けているほか、障害者に対しては、職業相談・紹介、就職後の定着指導を行っています。

また、障害者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて他の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

全国のハローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



なお、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構のホームページにて、障害者雇用に関し先駆的に取り組んでいる事業所の好事例や、障害者雇用に関するノウハウや具体的な雇用事例を業種別・障害別にまとめた「雇用マニュアル」などを紹介しています。

詳しくは以下の(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。

障害者雇用事例リファレンスサービス

<http://www.refjeed.or.jp/>



各種マニュアル

<http://www.jeed.or.jp/disability/data/#sec02>



Q

8

障害者を雇用(受入れ)したい場合に、参考となるマニュアルなどがありますか？

A

「農業分野における障害者就労マニュアル」や「はじめからわかる障害者雇用事業主のためのQ&A集」がありますので、参考にしてください。



■ 主な内容

- 就労受入れまでの流れ
農作業による訓練・研修／試行雇用／特例子会社による障害者雇用
- 受入れ・訓練事例
- 支援方法
ルールの明示／障害特性の把握と情報の共有／作業工程の分割・組み立て／言葉によらない指示／職場の環境整備／作業器具の工夫

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

農業分野における障害者就労マニュアル

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/pdf/2008.pdf>



問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課
(独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所



■ 主な内容

- 障害者雇用 ○障害者雇用率制度
- 障害者雇用納付金制度 ○障害者の範囲
- 障害者雇用の進め方 ○経営者の理解
- 受入部署の理解 ○社内コンセンサス形成
- 施設・整備の改善 ○障害特性に応じた職場改善
- 募集活動

詳しくは以下の(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。

はじめからわかる障害者雇用 事業主のためのQ&A集

<http://www.jeed.or.jp/disability/data/handbook/qa.html>



問い合わせ先

厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

Q
9

障害者を雇用した場合に、活用できる支援策などがありますか？

A
1

障害者の雇用を促進するために、障害者が働きやすい職場環境の整備等に対する支援制度などがあります。

○障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者が働きやすい職場環境の整備などを実施した事業主に対して、その費用の一部の助成を行う各種助成金があります。

(主な助成金)

○障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等の設置等^{*}を行った事業主に支給(例:障害者1人につき上限450万円等)

^{*}車いす使用者の動線を考慮し、通常より広い作業面積を有する作業所、聴覚障害者が作業過程を判断できるような色別パトライトを設置した設備等。

上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の内容

<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/01.html>



問い合わせ先 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

○農山漁村振興交付金／都市農業機能発揮対策事業(再掲)

Q4 A1 (12～13ページ)で紹介したとおり、農山漁村振興交付金、都市農業機能発揮対策事業により、障害者の雇用を目的とした農園の整備等に要する経費の一部が支援可能です。

問い合わせ先 農林水産省 農村振興局地域整備課／都市農村交流課

A
2

また、障害者を雇用した事業主に対する支援や、雇入れ後の障害者の職場定着に関する支援などがあります。

○農の雇用事業

農業法人等が、障害者を含む就農希望者を雇用した後の、農業技術等を習得させるための実践的な研修(OJT研修)を行う場合に対して、1名当たり年間最大120万円(最長2年間)を支援しています。

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

農の雇用事業

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nouno_koyou.html



問い合わせ先 農林水産省 経営局 就農・女性課

○障害者を雇い入れた場合などの各種助成

— 特定求職者雇用開発助成金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金
ハローワーク等の紹介により障害者等を雇用した事業主に対し助成金
(例: 中小企業が雇用した場合、最大240万円など)を支給します。

— 障害者試行雇用(トライアル)奨励金

障害者を試行雇用として雇用した事業主に対して助成金を支給します。

上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

障害者を雇い入れた場合などの助成

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/intro-joseikin.html>



問い合わせ先 都道府県労働局/ハローワーク

○雇入れ後のジョブコーチ支援

雇入れ後、障害者の職場適応を容易にするため、地域障害者職業センターから職場にジョブコーチを派遣し、助言・支援しています。

問い合わせ先 (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

Q

10

生活困窮者（生活保護受給者を含む）の自立支援制度と農業分野とはどのような連携がありますか？

A

1

農業分野の事業所が、一般就労や就労訓練事業による支援付き就労、就労体験の場となり、生活困窮者を受け入れていただく等の連携が考えられます。

生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されました。

この法律は、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、就労訓練事業等のきめ細かな就労支援を含む包括的な支援を提供するものです。

障害者の就労で実績のある農業分野においても、生活困窮者に対する就労支援の受け皿となることなどが期待されています。

受入れをご検討されている農業分野の事業所におかれては、制度の実施自治体や実施機関とご相談いただき、官民協働での地域におけるネットワーク体制の構築にご協力ください。

就労訓練事業の支援のイメージ

支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析（アセスメント）、
行政による支援決定

就労訓練事業

一般就労

非雇用型

支援付雇用型

- 訓練計画に基づく就労訓練
- 事業主の指揮監督を受けない軽作業等
- 就労支援担当者による就労支援・指導等

- 雇用契約に基づく就労
- 比較的軽易な作業を想定
- 就労支援担当者による就労支援・指導等
- 就労条件における一定の配慮（労働時間、欠勤について柔軟な対応）

- 雇用契約に基づく就労
- 必要に応じ、自立相談支援機関等がフォローアップを実施

（課題の評価・分析（アセスメント）は約6ヶ月ごとに実施）

問い合わせ先 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

A

2

また、平成28年度から「生活困窮者等の就農訓練事業」を実施いたします。

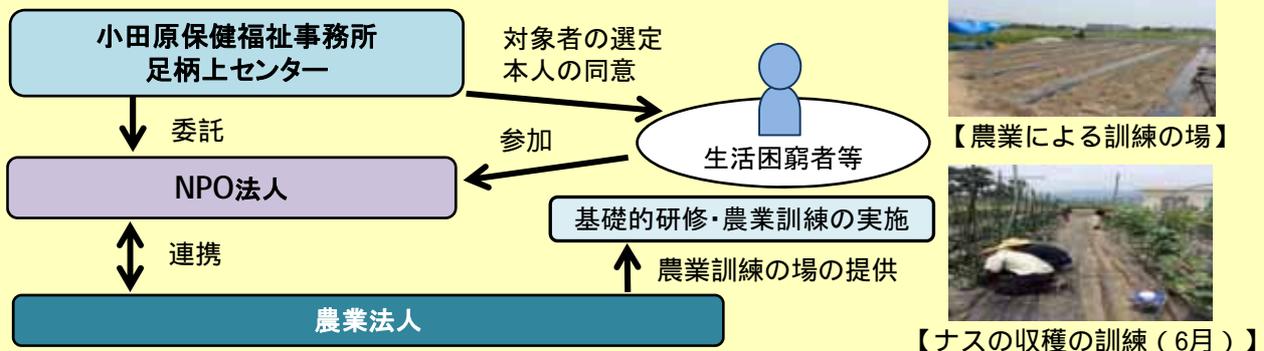
農業分野の事業所におかれては、本事業を実施する地方公共団体と連携して、生活困窮者等を受け入れていただくことなどが考えられます。

生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することは、農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果などにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるといった効果があると考えられます。

こうしたことを踏まえて、平成28年度から新たに「生活困窮者等の就農訓練事業」を実施し、NPO法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通して、社会参加促進や就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）を含めた就労を支援します。

■神奈川県事例

- 小田原保健福祉事務所足柄上センターが、生活困窮者等の社会参加促進と農業訓練を通じた就労を目指し、地域の農家から農業訓練の場の提供を受け、野菜の栽培など農業に関する研修を実施し、就労意欲の喚起のための支援を実施しています。



コラム

自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加促進
(大阪府豊中市・高知県土佐町)

地方においては人口減少・基幹産業の人材不足、都市圏においては就労・社会参加ニーズの充足の場の不足とそれぞれに課題があるため、単独自治体でこれら双方の課題を解決するのは容易ではありません。こうした中、都市圏の課題の解決策を地方における課題に見出している自治体があります。

大阪府豊中市は、未就職者や転職希望者の中で就農を希望する者に農業のインターンシップを実施（説明会の開催等）し、豊中市からの依頼を受けた高知県土佐町は、受入れを行う事業者等を支援しています。地方創生の予算を活用した両自治体のこうした連携により、訓練付き就労の提供から雇用・移住に至るまでの包括的な支援が実施されています。



【就農説明会】



【ナスの収穫の様子】

問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局 保護課／地域福祉課 生活困窮者自立支援室

問い合わせ先一覧

農業分野における障害者就労の促進ネットワーク(協議会)

- 農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク(協議会)を、地方農政局等の単位で設立しています。
- 全国で展開する優良事例の紹介や、関係者が集うセミナーの開催等を行っていますので、気軽にお問い合わせください。

農業分野における障害者の就労促進

(全体のお問い合わせ)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

事務局: 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL: 03-3502-0030

北海道地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 北海道)

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/index.html>

事務局: 北海道農政事務所企画調整室 TEL: 011-330-8801(内線211,212)

東北地域の農業分野における障害者就労促進ネットワーク

(対象地域: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

<http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/syurou/index.html>

事務局: 東北農政局農村振興部農村計画課 TEL: 022-263-1111(内線4125,4065)

関東ブロック障害者就農促進協議会

(対象地域: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>

事務局: 関東農政局農村振興部農村計画課 TEL: 048-600-0600(内線3427,3402,3407)

北陸障害者就農促進ネットワーク

(対象地域: 新潟県、富山県、石川県、福井県)

<http://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/challenge.html>

事務局: 北陸農政局農村振興部農村計画課 TEL: 076-263-2161(内線3425)

東海地域の農業分野における障害者就労促進ネットワーク

(対象地域: 岐阜県、愛知県、三重県)

<http://www.maff.go.jp/tokai/keiei/sien/shougaisha.html>

事務局: 東海農政局農村振興部農村計画課 TEL: 052-201-7271(内線2512,2515)

近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」

(対象地域: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

<http://www.maff.go.jp/kinki/keiei/sien/nouhuku/nouhuku.html>

事務局: 近畿農政局農村振興部農村計画課 TEL: 075-451-9161(内線2417,2421)

中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク

(対象地域: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/index.html>

事務局: 中国四国農政局農村振興部農村計画課 TEL: 086-224-4511(内線2527,2514,2549,2525)

九州農政局農業分野での障がい者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/sien/syougaisya/index.html>

事務局: 九州農政局農村振興部農村計画課 TEL: 096-211-9111(内線4615,4628)

沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域: 沖縄県)

<http://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/009569.html>

事務局: 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 TEL: 098-866-0031(内線83336)

個別の事業等については、各ページにある問い合わせ先その他、以下にお問い合わせください。

地域活性化のための相談窓口（農福連携関係）

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-3502-8111(内線5451,5447)
(対象地域:北海道) (全般のお問い合わせ)

東北農政局 農村振興部 農村計画課 TEL:022-263-1111(内線4444,4445)
(対象地域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東農政局 農村振興部 農村計画課 TEL:048-600-0600(内線3462,3405)
(対象地域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

北陸農政局 農村振興部 農村計画課 TEL:076-263-2161(内線3412,3423,3419)
(対象地域:新潟県、富山県、石川県、福井県)

東海農政局 農村振興部 農村計画課 TEL:052-201-7271(内線2521,2519)
(対象地域:岐阜県、愛知県、三重県)

近畿農政局 農村振興部 農村計画課 TEL:075-451-9161(内線2415,2423)
(対象地域:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国四国農政局 農村振興部 農村計画課 TEL:086-224-4511(内線2541,2525)
(対象地域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州農政局 農村振興部 農村計画課 TEL:096-211-9111(内線4615,4628)
(対象地域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 TEL:098-866-0031(内線83336)
(対象地域:沖縄県)

高齢者生きがい活動促進事業

厚生労働省 老健局 振興課 TEL:03-3595-2889

障害者の福祉/雇用

障害者の雇用については最寄りの都道府県労働局又はハローワークに、障害者福祉施設については最寄りの都道府県障害福祉担当部署にお問い合わせください。

都道府県労働局一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



全国ハローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



生活困窮者（生活保護受給者を含む）の自立支援

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 TEL:03-3595-2615
" " **保護課** TEL:03-3595-2613

農業と福祉がつながって、日本を元気に！

